

北方町空家等対策計画

令和7年4月

北 方 町

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の背景及び目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 対象とする空家の種類	3
5 対象とする区域	3

第2章 空家の現状

1 人口及び高齢化の概況	4
2 住宅及び空家の概況	6

第3章 空家等を取りまく現状

1 空家等が引き起こす問題	8
---------------	---

第4章 基本的な方針

1 計画の背景及び目的	9
-------------	---

第5章 具体的な施策

1 基本方針と施策	10
2 適正管理の促進	10
3 利活用の推進	11
4 問題のある空家等への措置	12

第6章 推進体制

1 北方町空家等対策庁内連絡会議	15
2 北方町空家等対策協議会	15
3 役割分担	15

第7章 成果指導と進行管理

1 成果指標	16
2 進行管理	16

【参考資料】 平成28年度 北方町空家等実態調査の結果

1 調査の概要	18
---------	----

第1章 計画の概要

1 計画の背景及び目的

近年、地域における人口減少や既存の建築物の老朽化、社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、全国的に空家が増加しています。

こうした空家のうち、管理されていない空家による火災や倒壊のおそれ等の安全性の低下、草木の繁茂、害虫の繁殖等の公衆衛生の悪化、景観阻害等、周辺的生活環境に及ぼす影響が問題となっています。また、空家の増加はまちの活力という面からも大きな問題です。しかし、空家は本来個人の財産であることから、これまで行政として対応できる範囲は極めて限定的でした。

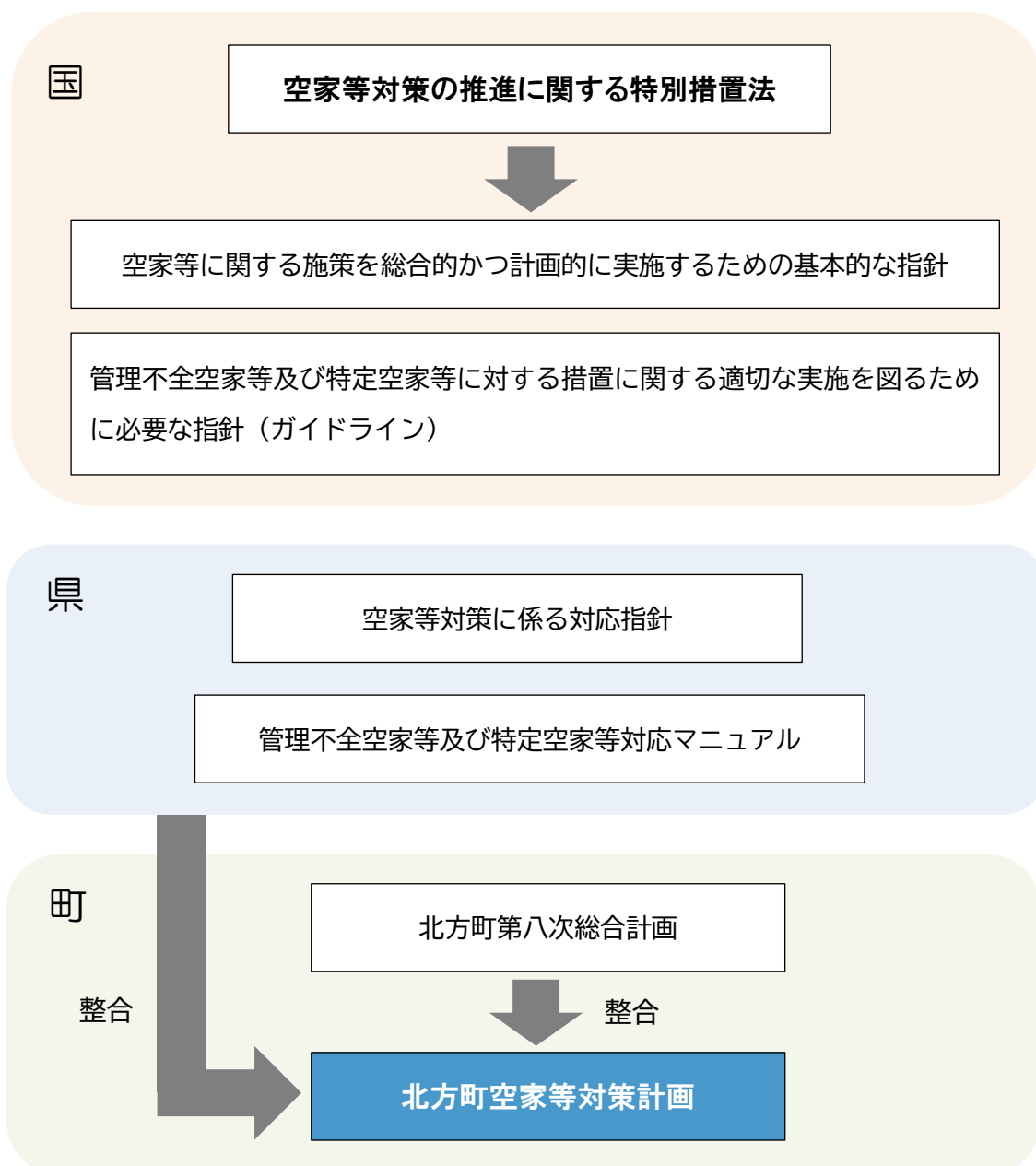
このような背景から、分野を横断して総合的に空家対策に取り組むことを示した「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が、平成27年5月に完全施行されました。特措法においては、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としています。しかし、空家等の所有者等が、経済的な事情等から自らの空家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うしない場合には、住民に最も身近な行政であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空家等に関する対策を実施することが重要であると位置づけられています。

本町においては、国、県、民間の関係団体や地域と連携し、空家等への対策を総合的かつ計画的に推進するため、「北方町空家等対策計画（以下「本計画」という。）」を平成29年12月に策定し、空家等の対策に取り組んできました。

引き続き、国、県、民間の関係団体や地域と連携し、空家等への対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画に基づく基本方針や各施策を維持し、計画を継続します。また、本町の人口や令和5年住宅・土地統計調査の結果に基づき可能な範囲で修正するとともに空家等対策の実施状況を踏まえ、改正を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の空家対策を総合的かつ計画的に実施するためのもので、特措法第7条に規定される空家等対策計画として策定しています。また、「北方町第八次総合計画」を上位計画とし、空家の適切な管理や利活用、空き家バンクの利活用等について整合を図り、本計画を推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、国、県、民間の関係団体や地域と連携し、空家等への対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和7年度から令和11年度までとします。

なお、本計画は、社会・経済情勢の変化や国・県の空家政策の動向、本町の上位計画を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

4 対象とする空家の種類

本計画で対象とする空き家は、特措法第2条第1項の「空家等」及び第2項の「特定空家等」とします。

なお、「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは、特措法及び特措法に基づき国が定めた基本的な指針をもとに、以下のように定義します。

『居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの』

- 「居住がなされていない」とは、人の日常生活が営まれていないこと（指針）
- 「その他の使用がなされていない」とは、営業が行われていない等のこと（指針）
- 「常態」とは、概ね年間を通して建築物等の使用実績がないこと（指針）
又は、今後、年間を通して建築物等を使用する見込みがないこと（町）

本計画の対象：主に一戸建住宅及び店舗等併用住宅の空家

本計画では、地域において問題となりやすく、相談件数が多い一戸建住宅及び店舗等併用住宅（以下「一戸建て住宅等」という。）の空家を主な対象とします。

なお、管理不全な空家に対しては、周辺への影響を考慮し、空家の種類に関わらず対象とします。

5 対象とする区域

本計画で対象とする区域は、北方町全域とします。

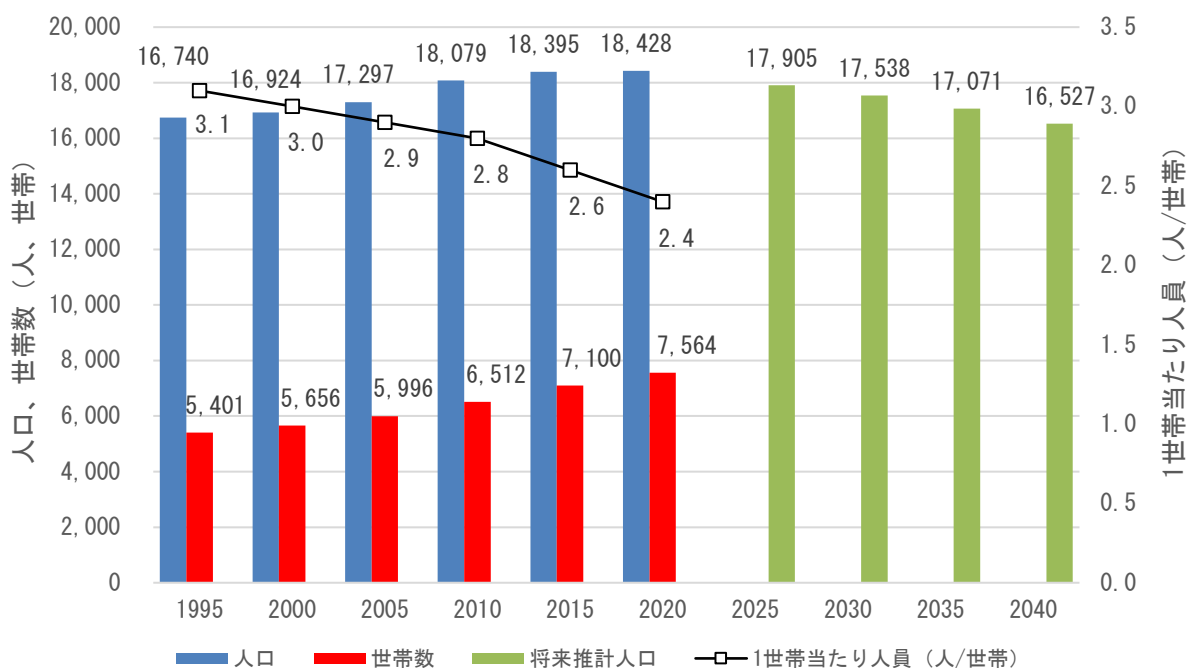
第2章 空家の現状

1 人口及び高齢化の概況

1.1 人口の推移及び将来推計

北方町の2020年（令和2年）の総人口は、18,400人で2010年からほぼ横ばいとなっています。また、世帯数は7,600世帯で増加傾向にありますが、今後は減少傾向に転じると予想されています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、北方町の将来の人口は、2020年から20年間で約2,000人減少すると推計されています。



※住民基本台帳法の改正により、2012年以降は外国人を含んでいるため、2015年の人口は増加した。

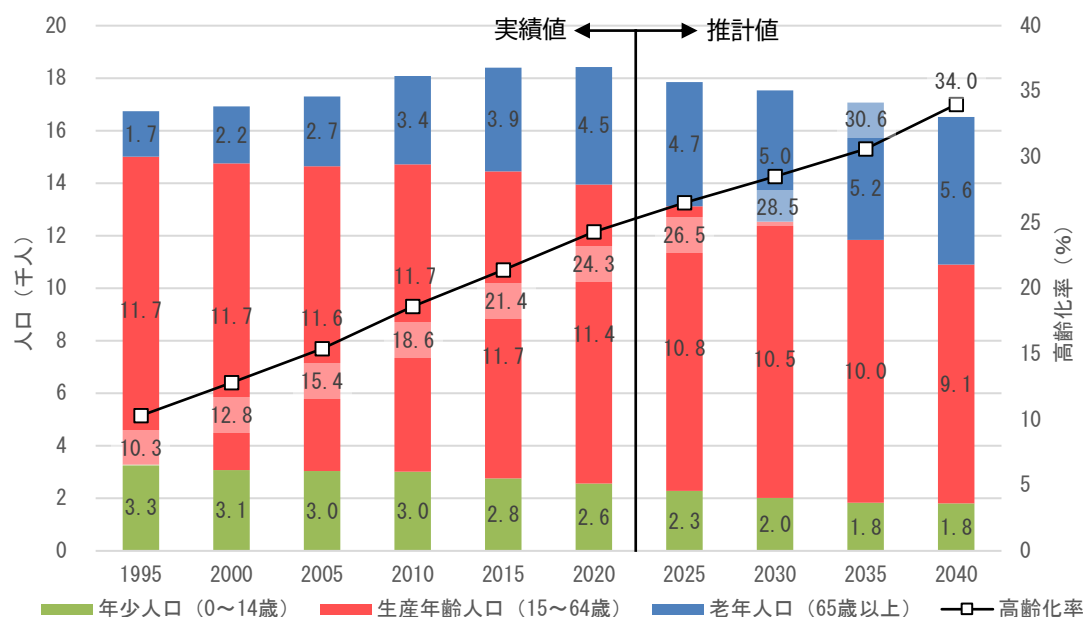
図 2-1 北方町の人口推移と将来の見通し

出典：実績値 北方町住民基本台帳／北方町
推計値 日本の地域別将来推計人口／社人研

1.2 年齢3区分別人口の推移及び将来推計

年齢3区分別人口の実績値は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少しており、老年人口（65 歳以上）は増加しています。

推計値は、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）はともに、将来にかけて減少傾向があります。一方、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあることから、高齢化率は上昇し、2040 年には 34.0%に達する見通しとなっています。



※住民基本台帳法の改正により、2012 年以降は外国人を含んでいるため、2015 年の人口は増加した。

図 2-2 北方町の年齢3区分別人口の推移と将来の見通し

出典：実績値 北方町住民基本台帳／北方町
推計値 日本の地域別将来推計人口／社人研

2 住宅及び空家の概況

住宅・土地統計調査を用いて、北方町の住宅及び空家の経年劣化や他市町との比較を行います。

2.1 他市町と比較した北方町における空家の概況

(1) 県内他市町における空家数及び空家率の比較

住宅・土地統計調査における「空き家」を平成 25 年と比較すると、令和 5 年の北方町の空家数は 1,700 戸から 1,280 戸となり、空家率は 20.4%から 14.6%に減少しています。県内平均空家率は 15.2%から 16.1%に増加しており、北方町は県内平均空家率と比較し低くなっています。

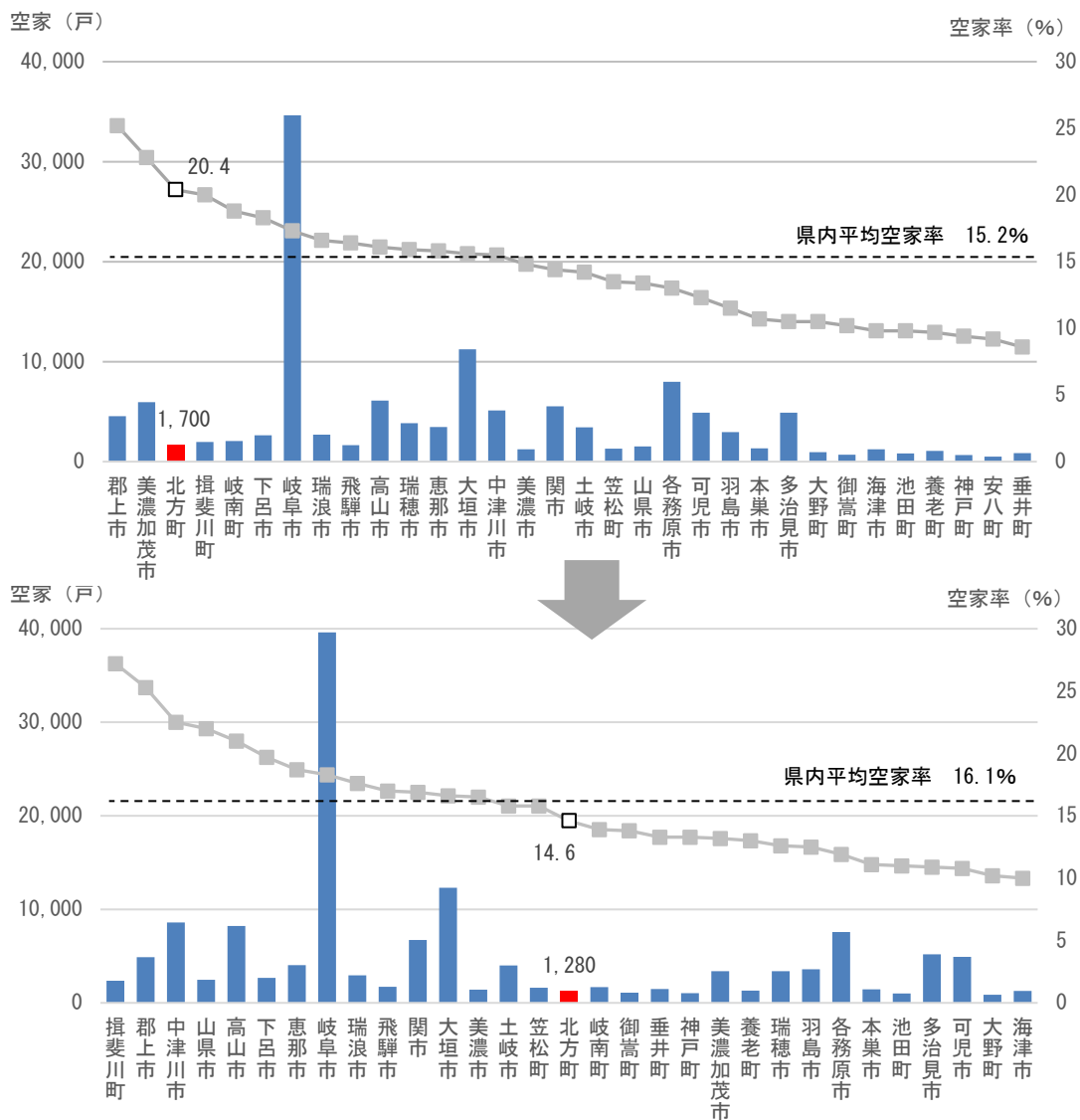


図 2-3 県内他市町の空家数及び空家率（空家総数）

出典：H25, R5 住宅・土地統計調査／総務省

2.2 北方町における空家の概況

(1) 北方町における住宅数、空家数及び空家率の推移

北方町の住宅数は、平成 15 年以降毎年増加しています。また、空家数は平成 25 年をピークに減少に転じています。なお、空家率は平成 15 年から平成 25 年にかけて 20% 程度で推移していましたが、平成 30 年に 14.0% まで減少しました。しかし、令和 5 年には 14.6% と増加に転じました。

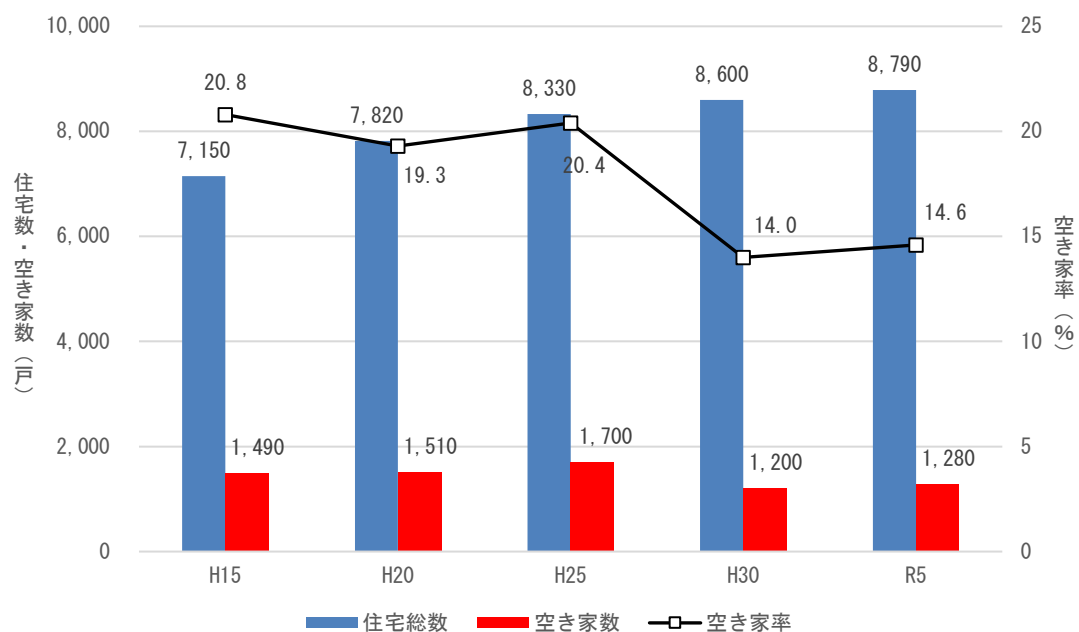


図 2-8 北方町における住宅数、空家数及び空家率の推移

出典：R5 住宅・土地統計調査／総務省

(2) 空家に関する相談件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
適正管理	1	1	1	2	5	10	9	6
補助金	0	0	0	0	0	0	4	1
空き家バンク	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0	2	0

空家に関する相談件数は、増加傾向にあり、適正管理に関する通報及び相談だけでなく、解体の補助金に関するものや相続に係るものなど、多岐に渡ります。

第3章 空家等をとりまく現状

1 空家等が引き起こす問題

空家等は大きく「利活用が困難な空家等」と「利活用が可能な空家等」の2つに区分されます。利活用が困難な空家等が引き起こす問題は防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたり、一様ではありません。本町においても管理されずに放置され周辺環境に悪影響を与えている空家等が見られます。放置された空家等が引き起こす問題の具体的な例を挙げると以下のものがあります。

1.1 防災・防犯

空家等が放置されると、建物自体の倒壊や屋根の落下、外壁の崩壊などが発生し、近隣住民に対して防災上とても危険です。特に住宅密集地や交通量の多い道路、通学路に空家等が位置している場合は、倒壊した際の被害は大きくなります。また、放火のリスクや不審者の侵入などにより、空家等が犯罪の温床となる可能性もあります。

1.2 衛生

敷地内へのごみ等の放置や不法投棄により、ねずみ、ハエ、蚊等が発生し、近隣の環境に悪影響を与え、地域住民の日常生活にも支障をきたす可能性もあります。

1.3 景観

屋根、外壁等の破損や落書き等されたり、窓ガラスが割れたまま放置されたりすることで、周囲の景観と著しく不調和な状態となります。また、景観を損ねるだけでなく、その地区全体のイメージを低下させることにもなります。

第4章 基本的な方針

1 計画の背景及び目的

1.1 所有者等による管理の原則

空家等は個人所有の財産であり、特措法第5条でも「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定されているとおり、その管理は所有者等が責任をもって適切に行うことが原則です。本町では、所有者等による管理の原則を前提とし、空家等問題に取り組むこととします。

1.2 町の取り組み

空家等はその所有者が適切に管理すべきものですが、実際には長期間適切な管理がなされず、瓦の落下のおそれがあるもの、庭木が繁茂し通行に支障をきたしているものなど、周辺環境に悪影響を及ぼしている空家等も存在します。町内の空家等の実態調査を実施し、このような管理に問題のある空家等に対しては、当該空家等の適正管理に係る啓発などにより、所有者等の意識の醸成と理解増進を図り、自主的な対応を求めるとともに、町が適切な措置を講じていく必要があります。

また、今後も空家等が増加するおそれがあることから、将来の空家等を増やさない意識啓発などの取り組みも重要となります。さらに、利用可能、再生可能な空家等については、地域資源と捉え、有効活用することで地域の活性化を促します。

1.3 町の基本方針

本町は、前述の現状や方針をふまえ、以下の基本方針により、空家対策を推進していきます。

【基本方針】

- I 適正管理の促進
- II 利活用の推進
- III 問題のある空家等への措置

第5章 具体的な施策

1 基本方針と施策

前章の3つの基本方針に基づく空家等対策を推進するための施策は以下のとおりとします。

基本方針	施 策
1 適正管理の促進	①事業者等との連携 ②相談体制の充実 ③所有者等への啓発
2 利活用の推進	①空家等の多用途への転用促進 ②空き家バンク制度の運営 ③跡地利用の研究
3 問題のある空家等への措置	①特定空家等に関する判定 ②北方町空家等対策協議会との調整 ③特定空家等に対する措置

2 適正管理の促進

2.1 事業者等との連携

所有者等自身で対応することが難しい場合を想定して、町内事業者等を紹介したり、空家等の著しい管理不全を未然に防ぐため、地域住民や自治会と連携し、空家等対策を推進します。

2.2 相談体制の充実

空家等は近隣住民に様々な影響を引き起こすため、役場のどの窓口で相談してよいか分からないといったことが考えられます。そこで本町では空家等相談窓口を設け、窓口を総務危機管理課に一元化し、関係部署への情報提供や連携により対応します。また、専門的な相談等には「空き家・住まい総合相談室」と連携するなど様々なニーズに対応していきます。

●空き家・すまい総合相談室 TEL 0584-81-8511

(大垣市今宿 6-52-18「ワークショップ 24」6階 岐阜県住宅供給公社内)

2.3 所有者等への啓発

広報紙や町ホームページなどを通じて、土地や家屋の所有者等による適切な管理について啓発を実施していきますが、本町においては、空家等になるのを未然に防ぐことを推進します。

土地や家は、住人の施設入居や長期入院、死亡により、ある日突然、空家等になり放置されるおそれがあります。これを防ぐために、住人のなくなった土地や家は「相続者が住む」、「貸す」、「売却する」、「撤去する」などの選択肢の中から適切な処遇がなされるよう、平時からご家族、親類と相談、準備されることを啓発していきます。

また、木造住宅耐震化補助の実施により建物の長寿命化を図ることで、将来的な空家等の倒壊などの発生予防に努めるとともに、空家等を相続した後に譲渡した場合の特例措置（3,000万円控除）や固定資産税の住宅用特例（評価額を最大で6分の1に減額）の除外措置などの制度周知を図り、空家等になることを未然に防ぐ取り組みを実施していきます。

3 利活用の推進

利活用が可能な空家等は、活用次第では町にとっても大きな資産となる可能性を秘めています。しかしながら、時間が経つにつれてその価値は低下してしまうため、できるだけ早く新たな活用を進める必要があります。

3.1 空家等の多用途への転用促進

空家等は従来の用途以外へ転用することで、新たな価値が発掘され、地域活性化につながることもあります。本町では、空家所有者等への情報提供や関係する民間団体との連携により空家等の多用途への転用を推進します。

【空家利活用の事例】

- 地域活性化施設としての活用
- 社会福祉施設としての活用
- 店舗としての活用

3.2 空き家バンク制度の運営

町ホームページ上に町内の利用可能な空家等の情報を掲載し、希望者との橋渡しに努めます。

3.3 跡地利用の研究

空家等を解体した跡地は、広場や駐車場、新しい建物の敷地として活用することができます。本町においても有効な手段を研究していきます。

4 問題のある空家等への措置

特定空家等とは、特措法第2条第2項において、以下の状態にある空家等と規定されています。

- (ア) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (イ) 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ウ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (エ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

なお、(ア) 及び (イ) については、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等についても幅広く特定空家等として判断を検討していくこととします。

特定空家等に該当するものについては、速やかな改善が求められることから、所有者等に対して早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、町は所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、所有者等自らの責任において、早期に解決が図られるよう努めます。

4.1 特定空家等に関する判定

空き家等が特定空家等に該当するか否かについては、多角的な観点から判断する必要があるため、庁内の各課の課長等で組織する「北方町空家等対策庁内連絡会議」に、意見聴取したうえで判断するものとします。

判断基準は、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に定める内容を基本とします。

4.2 北方町空家等対策協議会との調整

特定空家等に対して、特措法第22条第3項に基づく「命令」を行うか否かについては、「北方町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）」に諮り、判断するものとします。

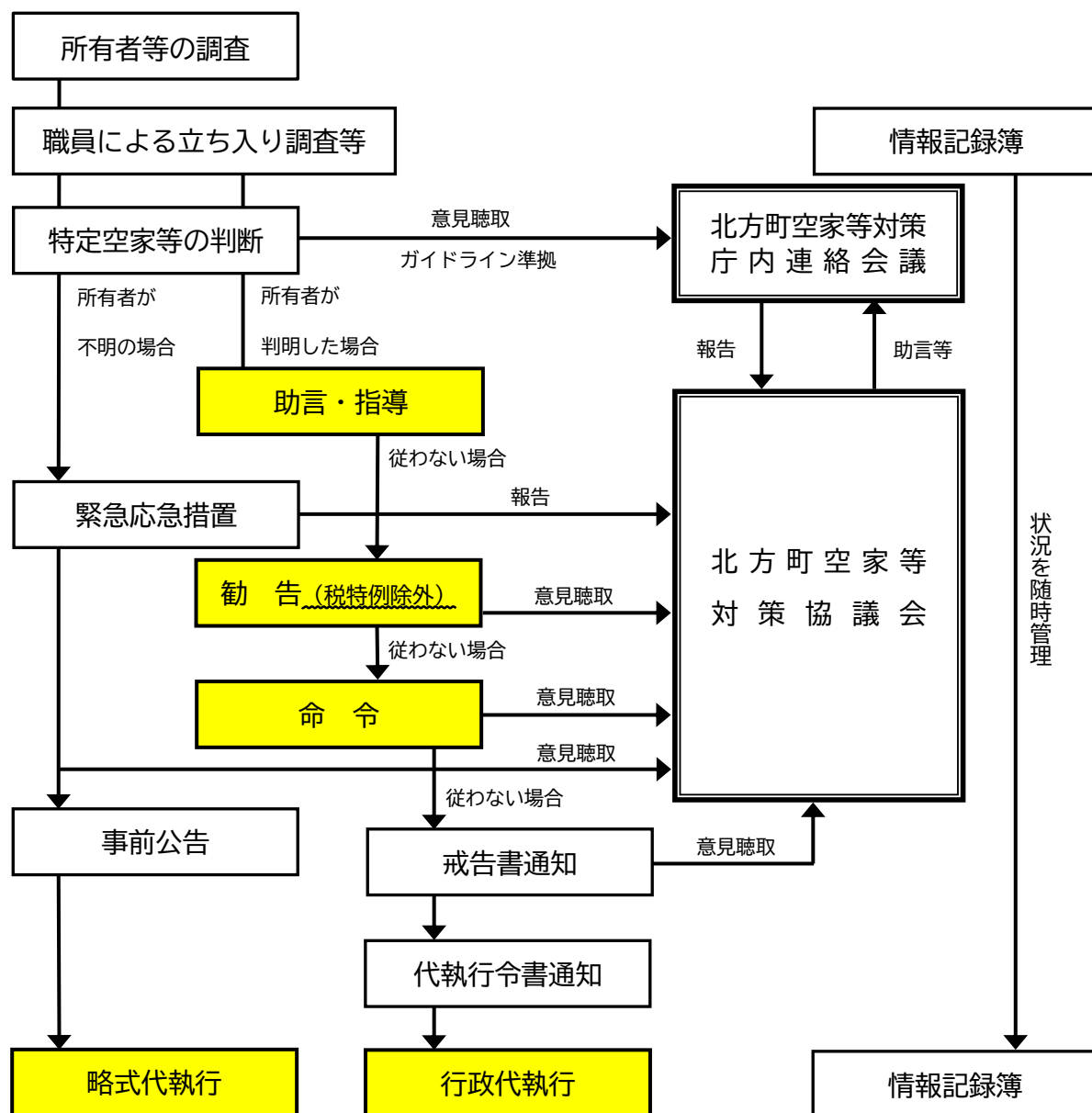
また、特措法第8条第1項の規定による協議会で協議すべき本計画の変更その他必要事項についても協議会から意見聴取を行い、方針、措置内容等を検討していきます。

4.3 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置については、県が作成した「管理不全及び空家等及び特定空家等対応マニュアル」を参考としますが、対応フローについては以下のとおりです。その中で、特定空家等の除却費用の補助制度についても案内していきます。

なお、特措法第 22 条第 2 項に基づく「勧告」を行った場合や家屋について居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合など、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、当該家屋が特定空家等に該当するか否かに関わらず、固定資産税の住宅用地特例が除外されます。

※特定空家等へのフロー



※参考 固定資産税の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	固定資産税の特例率
小規模住宅用地	面積が200m ² 以下の住宅用地(200m ² を超える場合は1戸当たり200m ² までの部分)	1 / 6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1 / 3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200m²以下の部分が小規模住宅用地となります。併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なります。

※住宅用地の範囲は、その土地の全部（ただし、家屋の床面積の10倍まで）になります。

※賦課期日（1月1日）において、住宅が建設中である土地は住宅用地とはされません。

第6章 推進体制

1 北方町空家等対策庁内連絡会議

様々な影響を及ぼす空家等問題に対応するため、庁内の関係各課が情報共有と連携を深めることを目的とし、各課長等により構成される「北方町空家等対策庁内連絡会議」を設置します。

2 北方町空家等対策協議会

町内の空家等対策に関連有識者や関係行政機関等で構成する「北方町空家等対策協議会」を組織します。

3 役割分担

空家等においては、空家等の所有者等、町、民間事業者がどのような役割を主体的に果たすのかを明確にすることが効果的な対策の実施につながります。

3.1 町の役割

町は、地域の安全・安心なまちづくりを推進する観点から特措法や本計画に基づき、空家等対策において主体的な役割を担います。

3.2 民間事業者の役割

不動産、建築、解体等の民間事業者は、その専門性を活かして、所有者等への啓発や行政機関への支援を行い、空家等の適正な維持管理や利活用を推進する役割を担います。

3.3 町と民間事業者の連携

町と民間事業者が連携することで、より効果的な対策の実施が可能となります。町が設置する審議会等へ民間事業者が参画する等、連携を強化して空家等対策に取り組みます。

第7章 成果指導と進行管理

1 成果指標

1.1 施策目標

(1)空家等の発生予防

1)将来の空家等を増やさない住民意識の醸成に努め、空家等の発生予防を促進します。

(2)空家等の解消

1) 適切に管理されていない空家等の問題点を解消し、特定空家等に認定される空家等が発生しないように努めます。

2) 周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については適正管理を促進します。

(3)空家等の利活用

1)空家等に関する情報提供を行い、住民の利活用に関する意識の向上に努め、空家等の活用を促進します。

2 進行管理

2.1 施策の検証

空家等は、人口減少や高齢化、社会的ニーズの変化など様々な要因により発生し、今後とも増加していくと考えられます。本町における人口推移を見ても高齢化が進行している様子が伺えます。

空家等対策においては、こういった背景を踏まえ、短期的な取組だけでなく中長期的な取組を進めていくことが重要です。

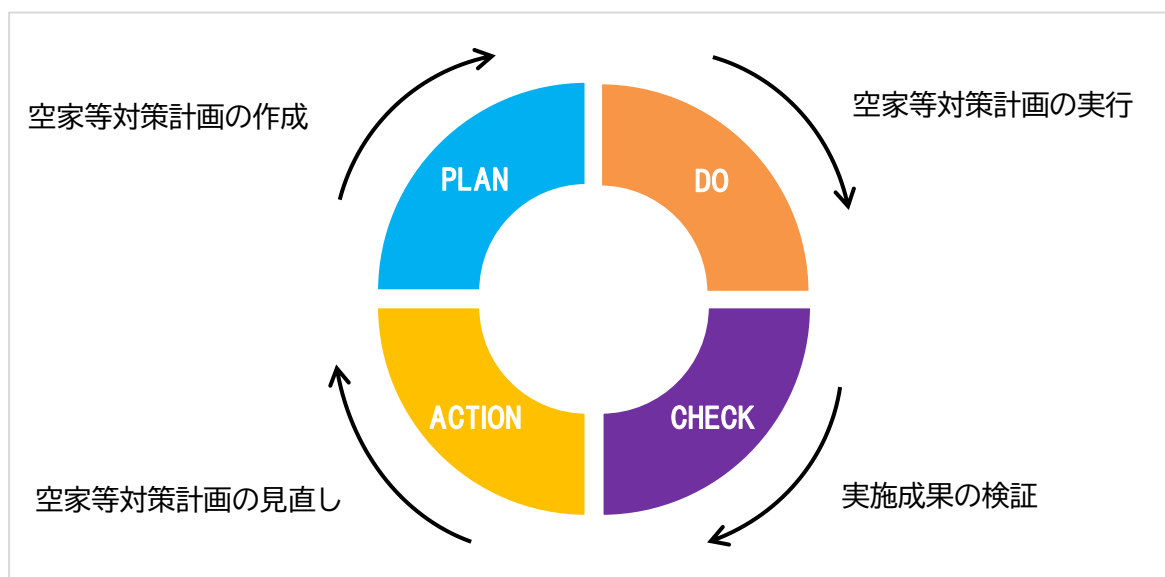
本町では、基本方針で掲げた「適正管理の促進」、「利活用の推進」、「問題のある空家等への措置」の3つを柱に国が示す指針等に基づき、より効果的な手法を検証し、計画の実現に努めます。

2.2 計画の見直し

計画は着実に進めていくことが重要であり、計画の進行管理と事業の評価が大切となります。具体的には、PDCA サイクルに基づく計画の作成（PLAN）、計画の実行（DO）、実施成果の検証（CHECK）、計画の見直し（ACTION）の4つの工程を繰り返すことで業務効率を

向上させます。

このことから、本計画に定める対策がより効果的かつ効率的なものとなるよう定期的に見直しを行っていきます。



【参考資料】 平成 28 年度 北方町空家等実態調査の結果

1 調査の概要

平成 28 年度に空家等実態調査を実施しました。ボランティア団体と協力し、町内全域を踏査し、空家と思われる建物の所有者にアンケート調査を行いました。

1.1 北方町の空家の現状

①	空家等候補物件	朝日大学ボランティア団体「めぐる」と町職員による調査、近隣住民への聞き取り等	115 戸
②	空家等と認められる物件	アンケート調査と町職員による追加調査を実施	89 戸
③	特定空家等になりうる物件	町職員による現地調査	2 戸

1.2 アンケート調査結果

調査実施期間 平成 28 年 11 月 10 日から 11 月 30 日

調査対象戸数 115 戸

回答数 80 戸（回答率 69.6%）

空家戸数 62 戸

(1) 現在、調査対象の建物の状態はどうなっていますか (1つ選択)

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 自分又は親族などが住んでいる	8	10.0
2. 貸家になっている	4	5.0
3. 売却・譲渡済み	2	2.5
4. 既に解体、または解体予定	4	5.0
5. 不明又は心当たりがない	0	0
6. 時々利用している	17	21.2
7. 物置として利用している	25	31.3
8. 車庫のみ利用している	2	2.5
9. 利用していない	18	22.5
10. 無回答	0	0
合 計	80	100.0

(2) この建物の建築時期はいつですか (1つ選択)

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 昭和 26 年以前	10	16.1
2. 昭和 27～36 年	7	11.3
3. 昭和 37 年～46 年	10	16.1
4. 昭和 47 年～56 年	20	32.3
5. 昭和 57 年～平成 3 年	5	8.1
6. 平成 4 年～13 年	1	1.6
7. 平成 14 年～23 年	0	0
8. 平成 24 年以降	0	0
9. わからない	9	14.5
10. 無回答	0	0
合 計	62	100.0

「昭和 47 年～56 年」が最も多く、32.3%、次いで「昭和 37 年～46 年」、「昭和 26 年以前」が 16.1%を占めています。

昭和 56 年以前 (旧耐震基準) の建物は、約 76%に達しています。

(3) この建物を利用しなくなって何年経ちましたか

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 1 年未満	3	4.8
2. 1 年～4 年	12	19.4
3. 5 年～9 年	14	22.6
4. 10 年以上	24	38.7
5. 無回答	9	14.5
合 計	62	100.0

「10 年以上」が最も多く約 39%、次いで「5 年～9 年」が約 23%を占め、建物を利用しなくなってからの期間が長い建物が多くなっています。

(4) 建物を利用しなくなった理由

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 住んでいた人が死亡したため	15	24.2
2. 住んでいた人が施設に入所、入院したため	4	6.5
3. 他所へ住宅を新築・購入したため	14	22.6
4. 転勤時、遠方に転居することになったため	0	0
5. 居住用に取得したが入居していない	1	1.6
6. 賃借人が転居したため	9	14.5
7. 相続などにより取得したが住む人がいない	7	11.3
8. 相続人が決まらない	0	0
9. 親や子の世帯と一緒に住むことになった	3	4.8
10. その他	4	6.5
11. 無回答	5	8.0
合 計	62	100.0

「住んでいた人が死亡したため」が最も多く約 24%、次いで「他所へ住宅を新築・購入したため」が約 23%となっています。

(5) この建物の今後について、どのようにお考えですか

(複数回答)

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 売却したいまたは売却してもよい	27	22.0
2. 今後も自分又は家族が管理する	24	19.5
3. 子や孫にまかせる	18	14.6
4. 予定なし	13	10.6
5. 賃貸したいまたは賃貸してもよい	10	8.1
6. 将来自分又は家族が住む	10	8.1
7. 住宅を解体したい	8	6.5
8. 別荘や倉庫などに利用したい	7	5.7
9. 地域や NPO などの有効活用してもらいたい	1	0.8
10. 土地を含め寄付したい	0	0
11. その他	5	4.1
合 計	123	100.0

「売却したいまたは売却してもよい」が最も多く 22.0%、次いで「今後も自分又は家族が管理する」が 19.5%となっています。

(6) この建物の今後の活用などについて、困っていることや心配事がありますか

(複数回答)

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 固定資産税が上がるため解体できない	22	15.1
2. 売却や賃貸したいが相手が見つからない	15	10.3
3. 解体したいが、解体費用の支出が困難	14	9.6
4. 荷物、仏壇が置いたままであり、その処分に困っている	13	8.9
5. 今後利用予定はないのでどうしたらよいかわからない	12	8.2
6. 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことが不安	12	8.2
7. リフォームしないと使用できる状態ではない	11	7.5
8. 愛着があり他人には、賃貸・売却できない	10	6.9
9. 年齢や距離的な問題などで継続的に維持管理することが難しい	6	4.1
10. どこに相談すればよいかわからない	6	4.1
11. リフォームや耐震化して活用したいが、その費用が負担である	4	2.7
12. 庭の手入れなどができないので管理に困っている	3	2.1
13. 活用方法等で家族間での意見がわかれている	2	1.4
14. 困っていることはない	12	8.2
15. その他	4	2.7
合 計	146	100.0

「固定資産税が上がるため解体できない」が最も多く約 15%、次いで「売却や賃貸したいが相手が見つからない」が約 10%となっています。また、「困っていることはない」が約 8%となっています。

(7) 今後の活用や管理に関する要望があればお答えください

(複数回答)

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. 解体やリフォームなどの助成をして欲しい	21	36.2
2. 活用、維持管理、相続などについて相談できる窓口を教えて欲しい	16	27.6
3. 信頼のおける不動産業者を教えて欲しい	13	22.4
4. 信頼のおける維持管理業者を教えて欲しい	3	5.2
5. ボランティアや地域活動などへの活用の仲介などをして欲しい	2	3.4
6. その他	3	5.2
合 計	58	100.0

「解体やリフォームなどの助成をして欲しい」が最も多く約 36%、次いで「活用、維持管理、相続などについて相談できる窓口を教えて欲しい」が約 28%となっています。

(8) 空き家バンク制度を創設した場合、登録を希望しますか

質問内容	回答数 (件)	率 (%)
1. はい	9	14.5
2. 制度の内容がわからないので回答できない	17	27.4
3. いいえ	28	45.2
4. 無回答	8	12.9
合 計	62	100.0

「いいえ」が最も多く約 45%、次いで「制度の内容がわからないので回答できない」が約 27%となっており、空き家バンクを利用したいと考えている人は少なくなっています。

